

【 令和3年度 第6回宮城地方最低賃金審議会 資料一覧 】

資料

- 1 令和3年度最低賃金審議状況一覧表
- 2 宮城県の最低賃金の推移一覧表
- 3 宮城県の最低賃金に係る影響率、未満率の推移
- 4 令和3年度最低賃金の周知に係る取組状況
- 5 最低賃金の履行確保に係る監督実施結果の推移（平成20年～令和4年）
- 6 令和3年度宮城県特定最低賃金適用事業場数及び適用労働者数
- 7 令和4年度における宮城県特定最低賃金の改正等に係る申出の意向表明状況
- 8 最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業に係る取組状況（令和3年度）

参考資料

- 1 最低賃金の履行確保に係る監督指導結果（令和3年6月29日記者発表）
- 2 宮城県最低賃金改正諮問に係る審議会開催案内（令和3年6月22日記者発表）
- 3 令和3年度宮城県最低賃金の改正答申（令和3年8月5日記者発表）
- 4 10月1日から最低賃金が853円に改正が決定（令和3年9月1日記者発表）
- 5 10月1日から853円に改正、周知広報の取組（令和3年9月30日記者発表）
- 6 12月15日から宮城県特定最低賃金が改正（令和3年12月13日記者発表）
- 7 封筒シール・最低賃金周知用のぼり旗（写真）
- 8 令和3年度版「宮城県の最低賃金」リーフレット

報道関係者 各位

令和3年6月29日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022(299)8841

令和3年1月から3月までの最低賃金の履行確保に係る監督指導結果 ～最低賃金法違反率は6.1%（前年に比べ9.3ポイント減少）～

最低賃金制度は賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るセーフティネットとして重要な役割を有しており、宮城労働局（局長 毛利 正）では、昨年10月1日に宮城県最低賃金を時間額825円に改正し（1円引き上げ）、同年12月15日から12月24日までの間に「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」にそれぞれ適用される特定最低賃金を改正し（1円から2円の引き上げ）、県内の各種団体、事業場、地方公共団体等をはじめ幅広くその周知広報を行ってきました。

一方、最低賃金の履行確保を図るため、令和3年1月から3月までの間に県内の全ての労働基準監督署において、集中的な監督指導を実施しましたが、その結果を取りまとめましたので以下のとおり発表します。

- 1 最低賃金法違反の状況（別紙参照）
 - （1）監督実施事業場数等（表1）
 - ・244事業場に対し監督指導を実施
 - ・最低賃金額未満の賃金額で労働者を雇用していた事業場数は15事業場
 - ・最低賃金の違反率は6.1%（前年度は15.4%であり9.3ポイント減少）
 - （2）最低賃金額未満の労働者数（表1）
 - ・最低賃金額未満の労働者数は27人
 - ・監督実施事業場全労働者数に占める割合は1.4%

(3) 最低賃金額未満の労働者のうちのパート・アルバイトの割合 (表 1)

- ・最低賃金額未満労働者のうちパート・アルバイトは 24 人・全体の 88.9%

(4) 監督実施事業場の最低賃金に対する認識 (表 2)

- ・宮城県の最低賃金額を知っていた 88.1%
- ・額は知らないが最低賃金が適用されることを知っていた 11.9%
- ・最低賃金が適用されることを知らなかった 0%

(5) 最低賃金額以上を支払っていなかった主な理由 (表 3)

- 「適用される最低賃金額を知らなかった」7 事業場 (46.7%)
- 「月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった」3 事業場 (20.0%)
- 「最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった」2 事業場 (13.3%)
- 「その他」が 3 事業場で 20.0% を占めているが、「売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった」、「改定時期を失念していた」などであった。

2 改善指導

最低賃金額以上の賃金額を支払っていない事業場に対しては、最低賃金改定時にさかのぼって最低賃金額以上の賃金を支払うよう改善指導を行った。

3 今後の対応

宮城労働局では、引き続き、最低賃金制度及び最低賃金額について幅広く周知を図るとともに、事業場に対しては最低賃金が適切に支払われているかを監督指導等を通じて確認し、最低賃金の履行確保を図ることとしている。

さらに、最低賃金引上げの影響が大きい中小企業・小規模事業者に対して、生産性を向上させるための助成金の活用等の支援策について周知を図る。

最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果(令和3年1月～3月)

表1 監督実施事業場数、同労働者数

監督実施 事業場数	最低賃金 未満 事業場数	違反率 (%)	監督実施 事業場 全労働者数	最低賃金額未満労働者			
				数	比率 (%)	うち	
						パート・アルバイト数	同比率%
244 (195)	15 (30)	6.1 (15.4)	1,939 (1,663)	27 (56)	1.4 (3.4)	24 (35)	88.9 (62.5)

()内は令和2年1月～3月の監督実施結果(以下同じ)

表2 事業場における最低賃金に対する認識

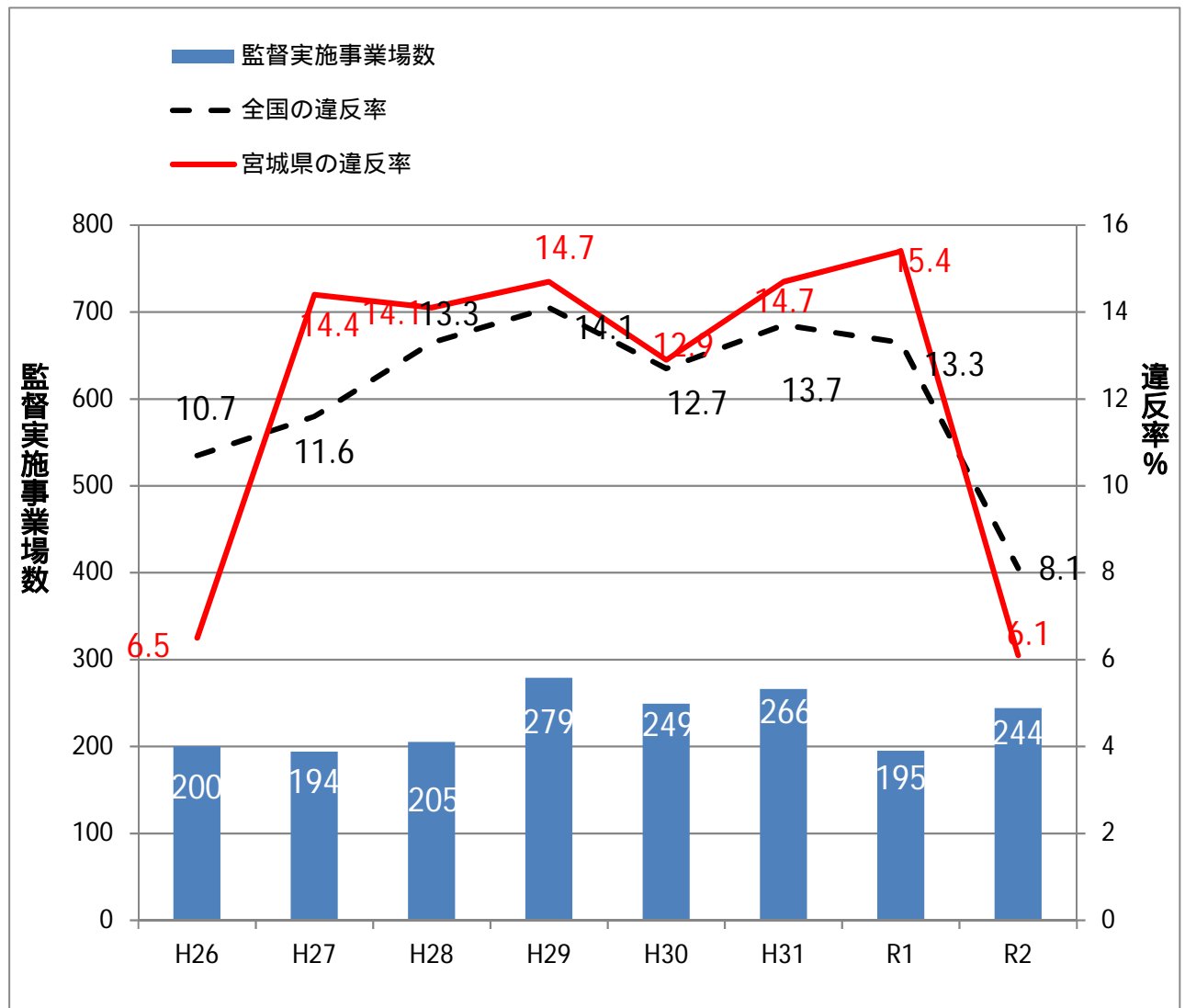
理由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知っている。	215	88.1
最低賃金額は知らないが、最低賃金が適用されることは知っている。	29	11.9
最低賃金が適用されるとは知らなかった。	0	0
合計	244	

表3 最低賃金額以上を支払っていなかった理由

理由	事業場数	割合%
適用される最低賃金額を知らなかった。	7	46.7
月給制の労働者について、時間額に換算して最低賃金額以上の金額となっているか比較していなかった。	3	20.0
最低賃金改定を知っていたが賃金改定をしていなかった。	2	13.3
その他(高齢者には適用されないと思っていた、売上減・コスト増により最賃額を支払うことができなかった、翌月の賃金から改定すればよいと思っていた等)	3	20.0
合計	15	

複数回答可のため事業場数の合計は最低賃金額以上を支払っていなかった事業場数を超える。

【参考】 最低賃金を主眼とした監督指導の実施状況の年度推移



最賃額	696 円	710 円	726 円	748 円	772 円	798 円	824 円	825 円
引上額	11 円	14 円	16 円	22 円	24 円	26 円	26 円	1 円

最低賃金

宮城県の最低賃金

宮城県最低賃金	最低賃金額	効力発生日 2.10.1
	時間額	
	825円	

宮城県最低賃金は県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等含む。）に適用されます。

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定(産業別)最低賃金が適用されます。

宮城県特定(産業別)最低賃金 業種は日本標準産業分類による。	最低賃金額	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の宮城県最低賃金が適用になります。)	効力発生日
	時間額		
<p>鉄鋼業</p> <p>鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鑄鉄管、可鍛鑄鉄を除く)、可鍛鑄鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。)</p>	925円	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者</p>	2.12.15
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業</p> <p>電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。)</p>	864円	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 次に掲げる業務に主として従事する者</p> <p>イ 清掃又は片付けの業務</p> <p>ロ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務</p> <p>ハ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務</p> <p>ニ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務</p>	2.12.20
<p>自動車小売業</p> <p>自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。)</p>	891円	<p>(1) 18歳未満又は65歳以上の者</p> <p>(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの</p> <p>(3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者</p>	2.12.24

注1 次に掲げる賃金は、最低賃金の計算には含まれません。

(1) 精皆勤手当 (2) 通勤手当 (3) 家族手当 (4) 賞与等 (5) 時間外・休日・深夜手当

注2 日給者・月給者・歩合給者等の賃金については、1時間当たりの賃金額が、最低賃金の時間額を下回っては いけません。

詳細については、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署 022-299-9075

大河原労働基準監督署 0224-53-2154

石巻労働基準監督署 0225-22-3365

瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

古川労働基準監督署 0229-22-2112

宮 城 労 働 局

支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額 825 円)が適用される事業場で働く A さんの労働条件を、月給 143,100 円、1 日の所定労働時間 8 時間、年間所定労働日数 260 日とします。

月給 143,100 円 × 12 ヶ月

825.58 円 825 円

8 時間 × 年間所定労働日数 260 日

この場合は最低賃金額以上となっています。



ひとくらしみらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和3年6月22日

宮城労働局労働基準部賃金室

賃金室長 佐藤 一司

賃金指導官 小嶋 秀樹

電話 022(299)8841

宮城地方最低賃金審議会を開催します

宮城労働局長（^{もうり}毛利 ^{ただし}正）は6月29日、現行825円とされている宮城県最低賃金について、下記により第一回宮城地方最低賃金審議会を開催します。

第1回宮城地方最低賃金審議会では、宮城県最低賃金の改正について諮問を行う予定であり、諮問が行われますと、宮城地方最低賃金審議会は、最低賃金法の規定に基づき、宮城労働局が実施している「最低賃金に関する基礎調査」、今年度の春闘等の状況、経済情勢等の各種指標、中央最低賃金審議会から示される最低賃金額改定の目安額等を参考に調査審議を行い、後日、宮城労働局長に答申することになります。

記

- 1 日時 令和3年6月29日（火）午前10時00分
- 2 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室
（宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1）
- 3 議題 宮城県最低賃金の改正について（諮問）ほか
- 4 その他

本審議会は公開することとしていますが、審議の進行の妨げになるおそれがありますので、頭撮り及び諮問文手交の様様についての撮影を除き、審議中の写真撮影等をご遠慮いただきます。

なお、詳細は別添をご覧ください。

最低賃金制度と地域別最低賃金改正の手順

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、一般に国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

最低賃金制度は、一義的には一定水準を下回る低賃金を解消して、労働条件の改善を図ることが目的ですが、あわせて、労働力の質的向上や企業間の公正競争を確保する機能なども期待され、国民経済の健全な発展に寄与することもねらいとされています。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業や職業の種類を問わず、原則として当該都道府県内の事業場で働くすべての労働者と労働者を1人でも使用するすべての使用者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、当該都道府県内の特定の産業について決定され当該産業に属する事業場の労働者とその使用者に限定して適用される「特定最低賃金」の2種類があります。

3 地域別最低賃金の決定方法と決定基準

最低賃金審議会の調査審議に基づき最低賃金を決定する「審議会方式」がとられており、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、一定の事業、職業又は地域について、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときに、公益、労働者及び使用者の各側を代表する同数の委員で構成する最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、その意見（答申）を聴いて決定します。

地域別最低賃金は、最低賃金法第9条によって、

- ① 労働者の生計費
- ② 労働者の賃金
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

の3要素を総合的に勘案して定めることとされており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮することとされています。

4 目安制度の概要

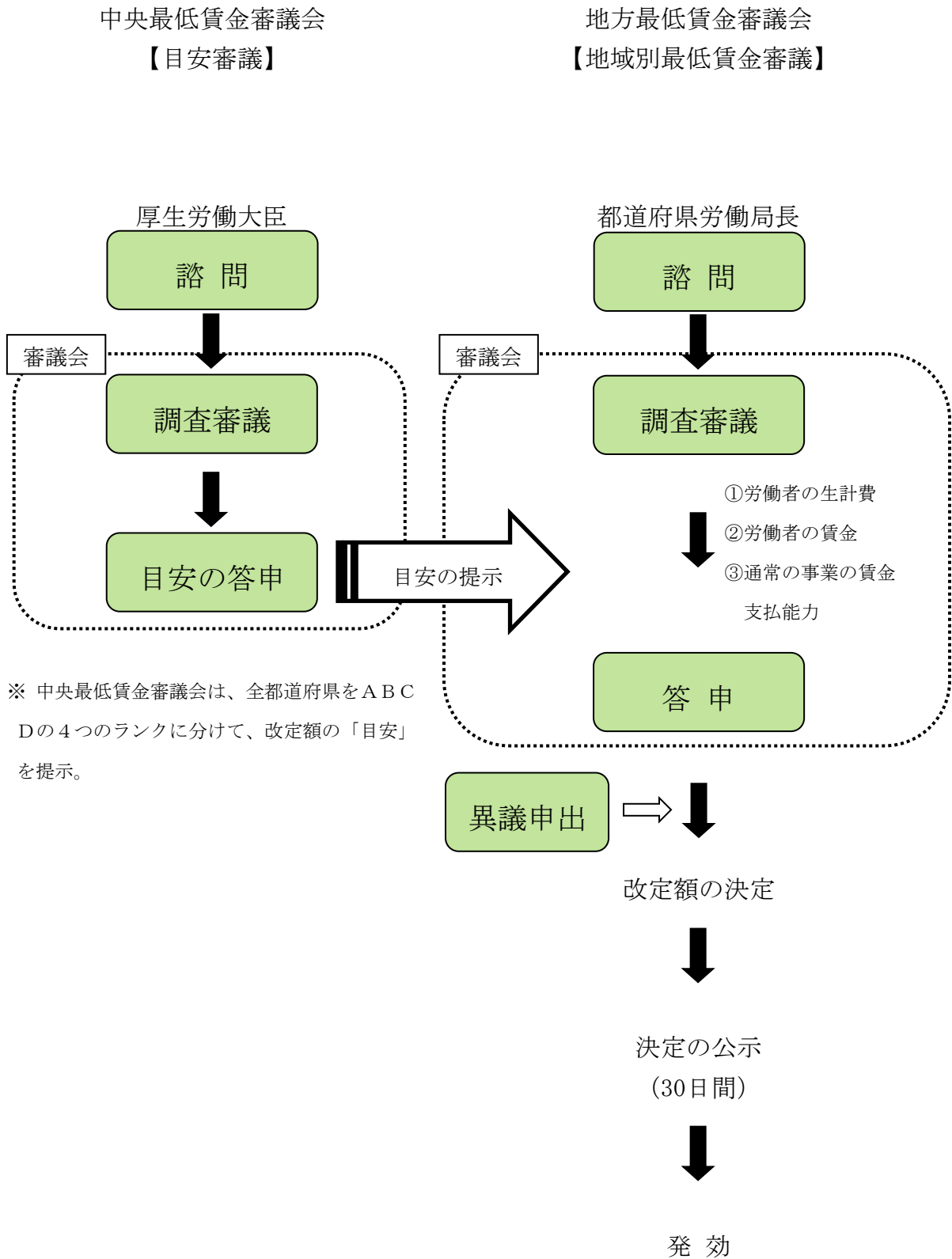
昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、47都道府県を4ランクに分け、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示しています。

目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされています。

なお、地域別最低賃金額については、従来、日額・時間額併用方式となっていましたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても平成14年度以降時間額で示すこととなっています。

【参考】

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ



宮城県最低賃金の改定状況の推移

年度	時間額	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
平成18年	628	5	0.8	平成18年10月1日
平成19年	639	11	1.75	平成19年10月20日
平成20年	653	14	2.19	平成20年10月24日
平成21年	662	9	1.38	平成21年10月24日
平成22年	674	12	1.81	平成22年10月24日
平成23年	675	1	0.15	平成23年10月29日
平成24年	685	10	1.48	平成24年10月19日
平成25年	696	11	1.61	平成25年10月31日
平成26年	710	14	2.01	平成26年10月16日
平成27年	726	16	2.25	平成27年10月3日
平成28年	748	22	3.03	平成28年10月5日
平成29年	772	24	3.21	平成29年10月1日
平成30年	798	26	3.37	平成30年10月1日
令和元年	824	26	3.26	令和元年10月1日
令和2年	825	1	0.12	令和2年10月1日

令和3年度第1回宮城地方最低賃金審議会の開催について

令和3年6月9日

標記の審議会を下記のとおり開催いたします。

傍聴を希望される方は下記申込要領によりお申し込みください。

記

- 1 日時 令和3年6月29日(火)午前10時00分から
- 2 場所 仙台第4合同庁舎2階共用会議室(宮城県仙台市宮城野区鉄砲町1)
- 3 議題 (1)宮城県最低賃金の改正決定の諮問について
(2)宮城県最低賃金専門部会の設置及び廃止について
(3)その他
- 4 傍聴者数 10名まで
- 5 申込要領
 - (1) 傍聴希望者は、傍聴を希望される審議会の開催日、住所、氏名、電話番号(6月25日(金)午前9時から午前11時までに連絡できる番号)を御記入の上、ファックス又は葉書にて下記のあて先までお申し込みください。
申込締切日は6月24日(木)(必着)です。
郵便番号 983-8585(住所記載省略可)
あて先 仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎
宮城労働局労働基準部 賃金室 あて
問合せ先 電話番号 022-299-8841
ファックス番号 022-295-3668
 - (2) 会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選させていただきます。傍聴の可否については、6月25日(金)午前9時から午前11時までの間に電話にて御連絡させていただきます。
 - (3) 審議会当日は、審議会開会予定の5分前(午前9時55分)までに、仙台第4合同庁舎2階にお出ください。なお、事前にお申し込みいただいた御本人であることを確認させていただく場合がございますので、当日は御本人であることが証明できるものを御持参ください。
 - (4) 傍聴される場合には、別紙「傍聴される皆様への留意事項」を厳守してください。なお、当該事項をお守りいただけない場合は、会長が退出を命じる場合があります。

傍聴される皆様への留意事項

- 1 事務局の指定した場所以外に立ち入ることはできません。
- 2 携帯電話等の電源は必ず切って傍聴してください。
- 3 写真撮影やビデオカメラ・テープレコーダー等の使用は御遠慮ください。
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎んでください。
- 5 審議会委員等の言論に対し賛否を表明したり、拍手をすることはできません。
- 6 傍聴中、新聞又は書籍の類を閲覧することは御遠慮ください。
- 7 傍聴中、飲食及び喫煙は御遠慮ください。
- 8 傍聴中の入退室は、やむを得ぬ場合を除き、慎んでください。
- 9 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用は御遠慮ください。
- 10 銃刀類その他危険なもの又はプラカードその他審議会の進行を妨げるおそれのあるものを持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱すおそれがあると認められる方の傍聴はお断りします。
- 11 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、マスクの着用をお願いいたします。
- 12 その他、会長及び最低賃金審議会事務局職員の指示に従うようお願いいたします。

以上



ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和3年8月5日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022 (299) 8841

令和3年度宮城県最低賃金の改正答申について ～28円引上げ（引上げ率3.39%）～

宮城地方最低賃金審議会（会長 工藤^{くどう} 農^{あつし}）は、本年6月29日、宮城労働局長毛利 正から「宮城県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、宮城県最低賃金専門部会を設置し調査審議を重ねてきましたが、同審議会は、8月5日に結論をまとめ、宮城労働局長に対し「時間額853円」に改正することが適当である旨の答申を行いました。

今後は、この答申を受け、異議申出の公示などの諸手続きを経て、宮城県最低賃金が決定されることとなります。（発効予定日—10月1日）

《参考》

令和2年度は、7月5日諮問、8月5日答申、10月1日発効。

《参考資料》

- 宮城県最低賃金の推移（表、グラフ）

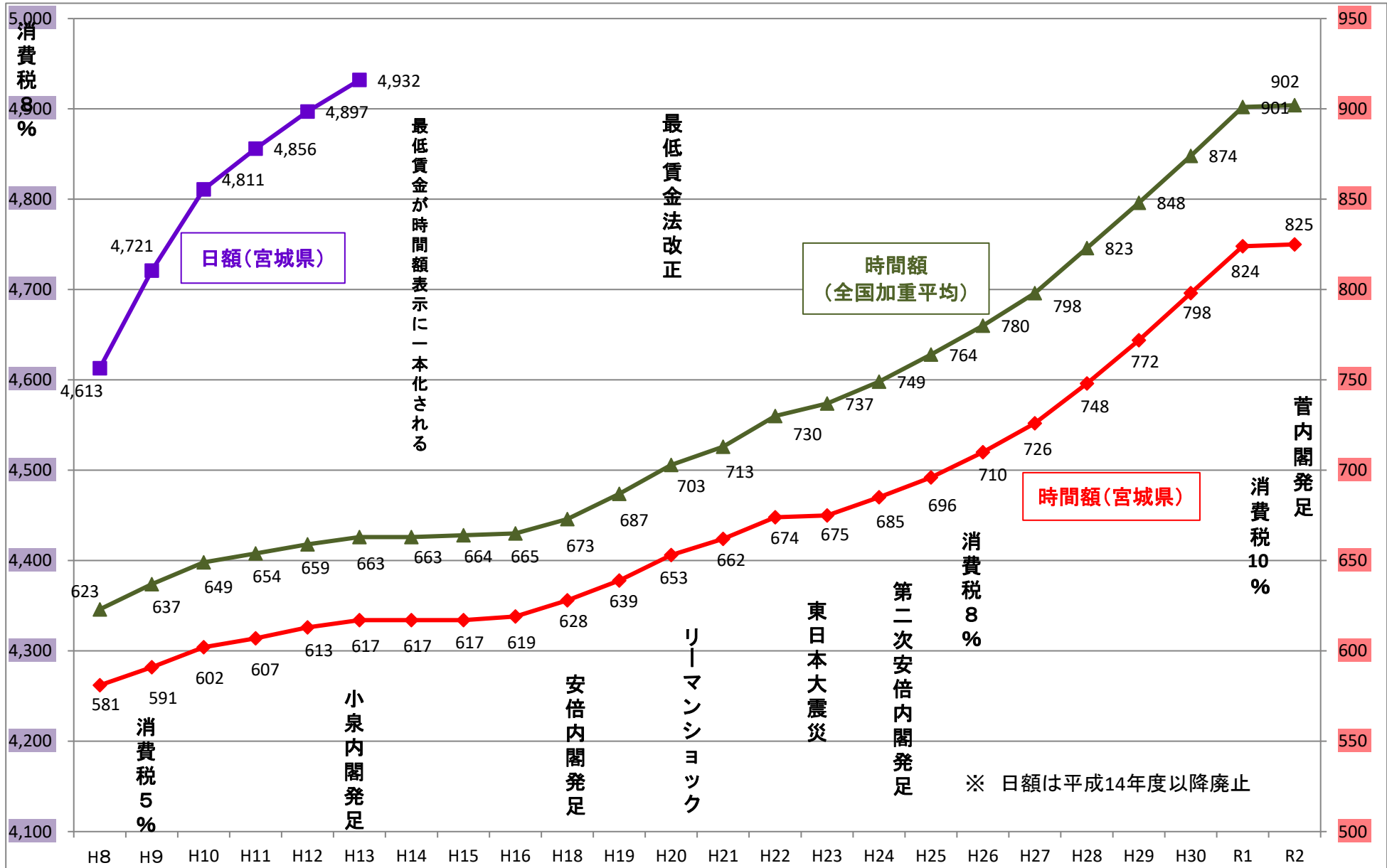
宮城県最低賃金の推移

年度	日額(円)	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効年月日
H9	4,721	591	10	2.34	10月1日
H10	4,811	602	11	1.91	10月1日
H11	4,856	607	5	0.94	10月1日
H12	4,897	613	6	0.84	10月1日
H13	4,932	617	4	0.71	10月1日
H14		617	0	—	10月2日
H15		617	0	—	
H16		619	2	0.32	10月1日
H17		623	4	0.65	10月1日
H18		628	5	0.80	10月1日
H19		639	11	1.75	10月20日
H20		653	14	2.19	10月24日
H21		662	9	1.38	10月24日
H22		674	12	1.81	10月24日
H23		675	1	0.15	10月29日
H24		685	10	1.48	10月19日
H25		696	11	1.61	10月31日
H26		710	14	2.01	10月16日
H27		726	16	2.25	10月3日
H28		748	22	3.03	10月5日
H29		772	24	3.21	10月1日
H30		798	26	3.37	10月1日
R1		824	26	3.26	10月1日
R2		825	1	0.12	10月1日
R3		853	28	3.39	10月1日

日額廃止

《宮城県最低賃金の推移》

単位：円





ひと、くらし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

報道関係者 各位

令和3年9月1日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022 (299) 8841

宮城県最低賃金の改定が決定しました ～令和3年10月1日から時間額は853円に～

本日、宮城県最低賃金の改定について官報に公示されました。これにより、令和3年10月1日から宮城県最低賃金が時間額853円に改定されることが決定しました。

宮城県内で事業を行う経営者の皆様に対して、令和3年10月1日以降の従業員の皆様の賃金額が最低賃金額を下回っていないか、事前の確認を行うよう周知いただきますよう、お願いいたします。

また、労働局では、中小企業・小規模事業者の皆様が、賃金を引き上げる際に利用できる助成金をご用意しておりますので、こちらにつきましても、経営者の皆様に対して周知いただきますよう、御協力よろしくお願いいたします。

《添付資料》

- 宮城県最低賃金《改定のお知らせ》
- 令和3年8月から「業務改善助成金」が使いやすくなります

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **853** 円

令和3年10月1日から！
（9月30日までは時間額825円）

最低賃金の計算には、(1) 精皆勤手当、(2) 通勤手当、(3) 家族手当、(4) 賞与等、(5) 時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室 Tel 022-299-8841

仙台	労働基準監督署	電話	022-299-9075
石巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大河原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局

支払われる賃金^{*}と適用される最低賃金との比較方法

※ 最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

- ① 臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
- ③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
- ④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
- ⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
- ⑥ 精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

- (1) 時間給制の場合
時間給 \geq 最低賃金額(時間額)
- (2) 日給制の場合
日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (3) 月給制の場合
月給 \div 1箇月平均所定労働時間 \geq 最低賃金額(時間額)
- (4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合
出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。
- (5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合
例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額853円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給148,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

$$\frac{\text{月給 } 148,000 \text{ 円} \times 12 \text{ ヶ月}}{8 \text{ 時間} \times \text{年間所定労働日数 } 260 \text{ 日}} \div 853.84 \text{ 円} \geq 853 \text{ 円}$$

この場合は最低賃金額以上となっています。

令和3年8月から

「業務改善助成金」が使いやすくなります

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、
設備投資など（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）
を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！



業務改善助成金

検索

変更後のコース内容

※申請期限：令和4年1月31日

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	助成対象事業場	助成率
20円コース	20円以上	1人	20万円	以下の2つの要件を満たす事業場 ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内 ・事業場規模100人以下	【事業場内最低賃金900円未満】 4/5 生産性要件を満たした場合は 9/10(※2) 【事業場内最低賃金900円以上】 3/4 生産性要件を満たした場合は 4/5(※2)
		2～3人	30万円		
		4～6人	50万円		
		7人以上	70万円		
		10人以上(※1)	80万円		
30円コース	30円以上	1人	30万円		
		2～3人	50万円		
		4～6人	70万円		
		7人以上	100万円		
		10人以上(※1)	120万円		
(新設) 45円コース	45円以上	1人	45万円		
		2～3人	70万円		
		4～6人	100万円		
		7人以上	150万円		
		10人以上(※1)	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円		
		2～3人	90万円		
		4～6人	150万円		
		7人以上	230万円		
		10人以上(※1)	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円		
		2～3人	150万円		
		4～6人	270万円		
		7人以上	450万円		
		10人以上(※1)	600万円		

(※1) 10人以上の上限額区分は、以下のいずれかに該当する事業場が対象となります。

①賃金要件：事業場内最低賃金900円未満の事業場

②生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3ヶ月間の月平均値が前年又は前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者

(※2) ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

○助成金受給の流れや申請先等については裏面をご覧ください。

その他の変更点

- ◆ PC、スマホ、タブレットの新規購入、貨物自動車なども生産性向上の効果が認められる場合は対象になります。
※特例のうち、②生産量要件に該当する場合であって、引上げ額30円以上の場合に限りです。
- ◆ 同一年度内に複数回（2回まで）申請することができます。

ご留意頂きたい事項

- ◆ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ◆ 事業完了の期限は令和4年3月31日です。

お問い合わせ先

- ◆ 「**業務改善助成金コールセンター**」を開設しましたので、お気軽にお問い合わせください。

【受付時間】平日8:30～17:15 【電話番号】03-6388-6155

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、
最寄りの都道府県労働局に提出
※申請先は、各労働局雇用環境・均等部（室）

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施



労働局に
事業実施結果
を報告

審査

支給

働き方改革推進支援資金

- ◆ 日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

【担当部署】各都道府県日本政策金融公庫



～業務改善助成金の活用事例～

業務改善 事例1 業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングの活用による生産性の向上

【所在地】三重県 【従業員数】26人 【事業内容】建築物清掃業
【課題と対応】手作業で床の洗浄をしていたため、作業時間が長かった。また、事務的にも作業ミスや連絡ミスがあったため、設備投資とコンサルティングによる業務効率化を検討してきた。

清掃業務を機械化し、ITを活用して事務作業も効率化したいと考えました。そこで、助成金を活用して業務用吸水掃除機の導入及び業務改善コンサルティングを活用しました。

清掃業務の負担を軽減し、日程調整や書類作成も効率化したい



導入前

導入後



役員

さらなる工夫

受発注は電話のみで行うことが大半だったが、メールとアプリを活用し、スケジュール表で可視化できるようにした。

実施内容 業務用吸水掃除機を導入することで、床洗浄作業の人員と作業時間が3分の1になった。また、業務改善コンサルティングによって、ITの活用により日程調整や書類作成、取引先とのコミュニケーションが効率化した。

成果 清掃業務と事務作業の効率化により生産性が向上し、22人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、活用可能な助成金を検索

業務改善 事例2 テーブルオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

【所在地】福岡県 【従業員数】9人 【事業内容】飲食業
【課題と対応】オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の負担軽減を図るため、設備投資による作業効率化を検討してきた。

注文に要する時間を削減し、テーブルごとの料金管理を図りたいと考えました。そこで、助成金を活用してセルフで注文できるテーブルオーダーシステムを導入しました。

ホールスタッフの注文を取りに行く作業を減らして、回転率を向上させたい



導入前

導入後



代表者

さらなる工夫

揚げ物の揚げ時間を短縮できる機器や、飲み放題用のセルフ式設備の導入により、従業員のさらなる業務負担軽減を促した。

実施内容 テーブルまで行き注文を取っていたが、テーブルオーダーシステムの導入で顧客が自ら注文を入力できるようになり、オーダーと会計が正確になったことで従業員の負担軽減が図られた。

成果 注文業務の効率化により生産性が向上し、3人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。また、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げも実施した。

助成金活用のきっかけ インターネットで、飲食業で活用可能な助成金を検索

報道関係者 各位

令和3年9月30日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
地方賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022(299)8841
夜間 022(207)3794

「みんなチェック！最低賃金。」令和3年10月1日から時間額は853円

～宮城県最低賃金の周知・広報の取組について～

宮城県最低賃金は、本年10月1日から、28円引き上げられ、時間額853円に改正されます。

宮城労働局（局長 もうり 毛利 ただし 正）では、新たな宮城県最低賃金額を、事業主、労働者のみならず、県民の皆様に幅広く周知することが重要と考え、俳優ののんさんの「みんなチェック！最低賃金。」のキャッチフレーズのポスター、リーフレットなどを用いて、別紙のとおり、周知・広報取組を行いますので、この取組内容に関するお知らせします。

宮城県内において、10月1日以降の賃金額が最低賃金額を下回っていないか、事前の確認を行い、適切に対応されるよう周知いただきますよう、お願いいたします。

添付資料

- 1 リーフレット「みんなチェック！最低賃金。」
- 2 宮城県最低賃金改定のお知らせ

別紙

令和3年度宮城県最低賃金の周知・広報取組について

1 交通機関を活用した広報

JR主要駅には、のんさんの「みんなチェック！最低賃金。」ポスターを掲示します。

2 宮城労働局による広報

宮城労働局、労働基準監督署、ハローワーク庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、宮城労働局HP(ホームページ)において、最低賃金に関する資料や情報、引上げのための助成金等の支援策を含めて情報提供をします。

メールマガジンでも情報提供しますので、是非登録をお願いします。

3 コミュニティFMによる広報

地域に密着したコミュニティFM各局の御協力により、最低賃金改正に関するお知らせをします。

4 国、県の関係行政機関の広報

国、県、市町村の関係行政機関の御協力により、庁舎等でのポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、HP・市町村広報誌(紙)に最低賃金のお知らせが掲載されます。

5 関係使用者団体及び労働団体の広報

機関紙・HPを有する使用者団体及び労働団体の御協力により、事務所、関係事業場において、ポスター掲示、リーフレット等の窓口配布のほか、

HP・広報誌（紙）へ最低賃金のお知らせが掲載されます。

6 教育委員会、大学・高等学校等による学生への広報

教育委員会及び県下の大学・高等学校・専門学校等の御協力により、校内でのポスターの掲示のほか、リーフレット等の窓口での配布等が行われます。

みんなチエック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

宮城県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

853

28円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは宮城労働局または最寄りの労働基準監督署へ
宮城労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

^(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の
動画も
あります。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

支給の要件

- 1 事業場内最低賃金の引き上げ
 - 2 引上げ後の賃金額の支払い
 - 3 生産性向上に資する機器・設備などを導入
 - 4 解雇、賃金引下げ等の不交付事由がない
- 設備投資等に要した費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

- 1 交付申請書・事業実施計画などを、最寄りの都道府県労働局に提出
- 2 交付決定後、提出した計画に沿って事業実施
- 3 労働局に事業実施結果を報告
- 4 支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

宮城県最低賃金

《 改定のお知らせ 》

宮城県内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される宮城県最低賃金が次のとおり改定されます。

時間額 **853** 円

令和3年10月1日から！

（ 9月30日までは時間額825円 ）

最低賃金の計算には、(1)精皆勤手当、(2)通勤手当、(3)家族手当、(4)賞与等、(5)時間外・休日・深夜手当は含まれません。

また、特定の産業（「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「自動車小売業」）で働く労働者には宮城県の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

宮城労働局 労働基準部 賃金室

022—299—8841

仙台	労働基準監督署	電話	022-299-9075
石巻	労働基準監督署	電話	0225-22-3365
古川	労働基準監督署	電話	0229-22-2112
大河原	労働基準監督署	電話	0224-53-2154
瀬峰	労働基準監督署	電話	0228-38-3131



詳細については、宮城労働局賃金室又は最寄りの労働基準監督署におたずね下さい。

最低賃金制度のマスコット
チェックマン

宮城労働局

支払われる賃金 と適用される最低賃金との比較方法

最低賃金との比較にあたって、次の賃金は算入しません。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)

1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)

所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)

午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)

精皆勤手当、通勤手当および家族手当

最低賃金の計算方法

(1) 時間給制の場合

時間給 最低賃金額(時間額)

(2) 日給制の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(3) 月給制の場合

月給 ÷ 1箇月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)

(4) 出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除して時間当たりの金額に換算し、最低賃金額(時間額)と比較します。

(5) 上記(1)、(2)、(3)、(4)の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当(職務手当など)が月給制などの場合は、それぞれ上記(2)、(3)の式により時間額に換算し、それを合計したものと最低賃金額(時間額)を比較します。

【月給の計算例】

宮城県最低賃金(時間額853円)が適用される事業場で働くAさんの労働条件を、月給148,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給148,000円 × 12ヶ月

853.84円 853円

8時間 × 年間所定労働日数260日

この場合は最低賃金額以上となっています。

報道関係者 各位

令和3年12月13日
宮城労働局労働基準部賃金室
賃金室長 佐藤 一司
賃金指導官 小嶋 秀樹
電話 022 (299) 8841

令和3年度宮城県特定最低賃金の改正について ～令和3年12月15日発効～

宮城労働局長（小林 健）は、宮城地方最低賃金審議会（会長 工藤 農 東北福祉大学教授）から宮城県特定最低賃金の改正について答申されたことを受けて、改正を決定（公示）したところです。

同最低賃金は下記3業種で働く労働者に対して適用されるもので、本年11月11日までに官報公示され、3業種とも**本年12月15日発効**となります。

なお、宮城県内で働くすべての労働者に適用される宮城県最低賃金については、本年10月1日から時間額 **853** 円の適用がなされています。

1 宮城県鉄鋼業最低賃金

時間額 **953** 円（925 円から **28** 円引上げ）
答申日 令和3年10月8日
発効日 令和3年12月 **15** 日

2 宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

時間額 **890** 円（864 円から **26** 円引上げ）
答申日 令和3年10月12日
発効日 令和3年12月 **15** 日

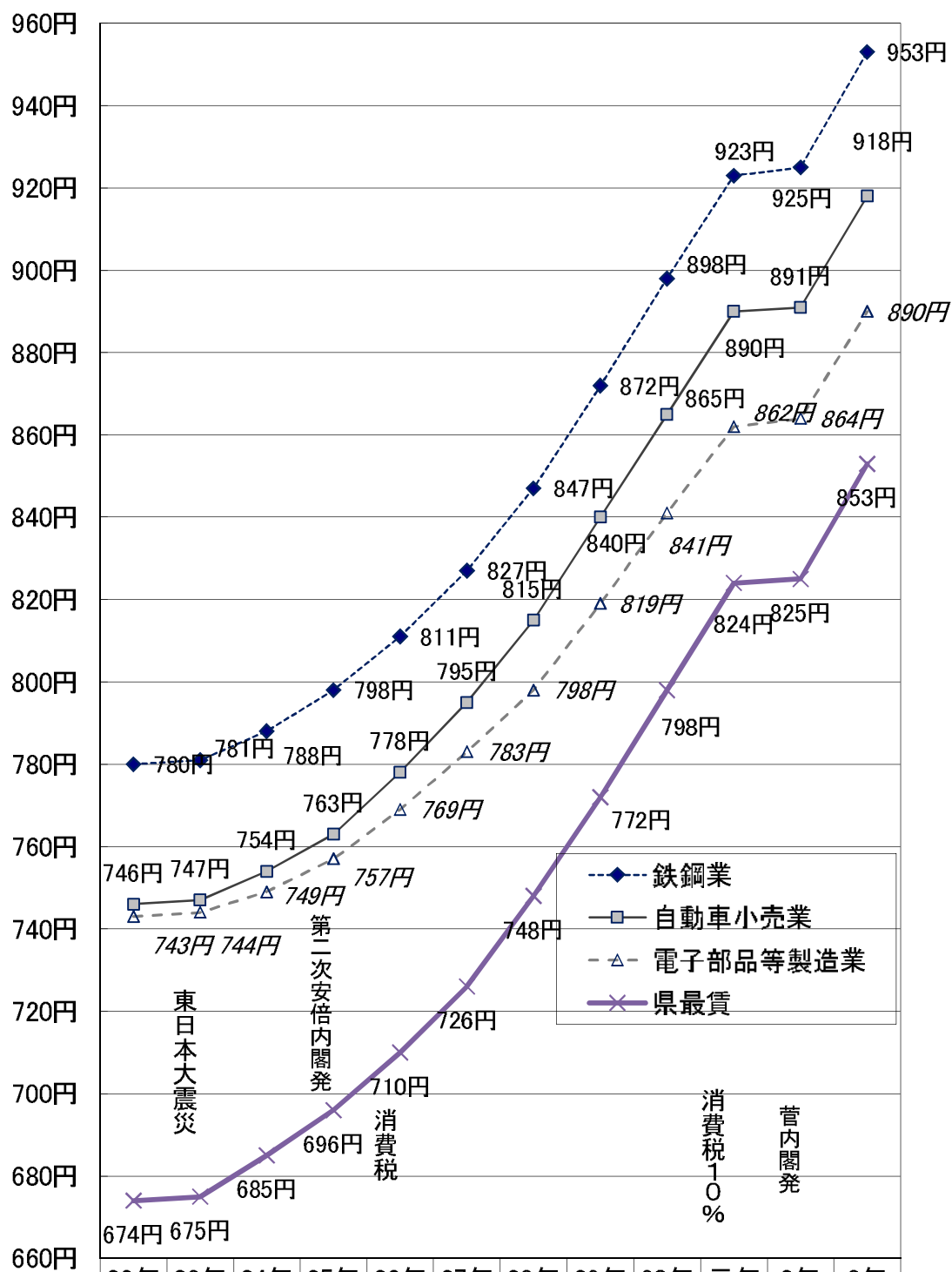
3 宮城県自動車小売業最低賃金

時間額 **918** 円（891 円から **27** 円引上げ）
答申日 令和3年10月11日
発効日 令和3年12月 **15** 日

《参考資料》

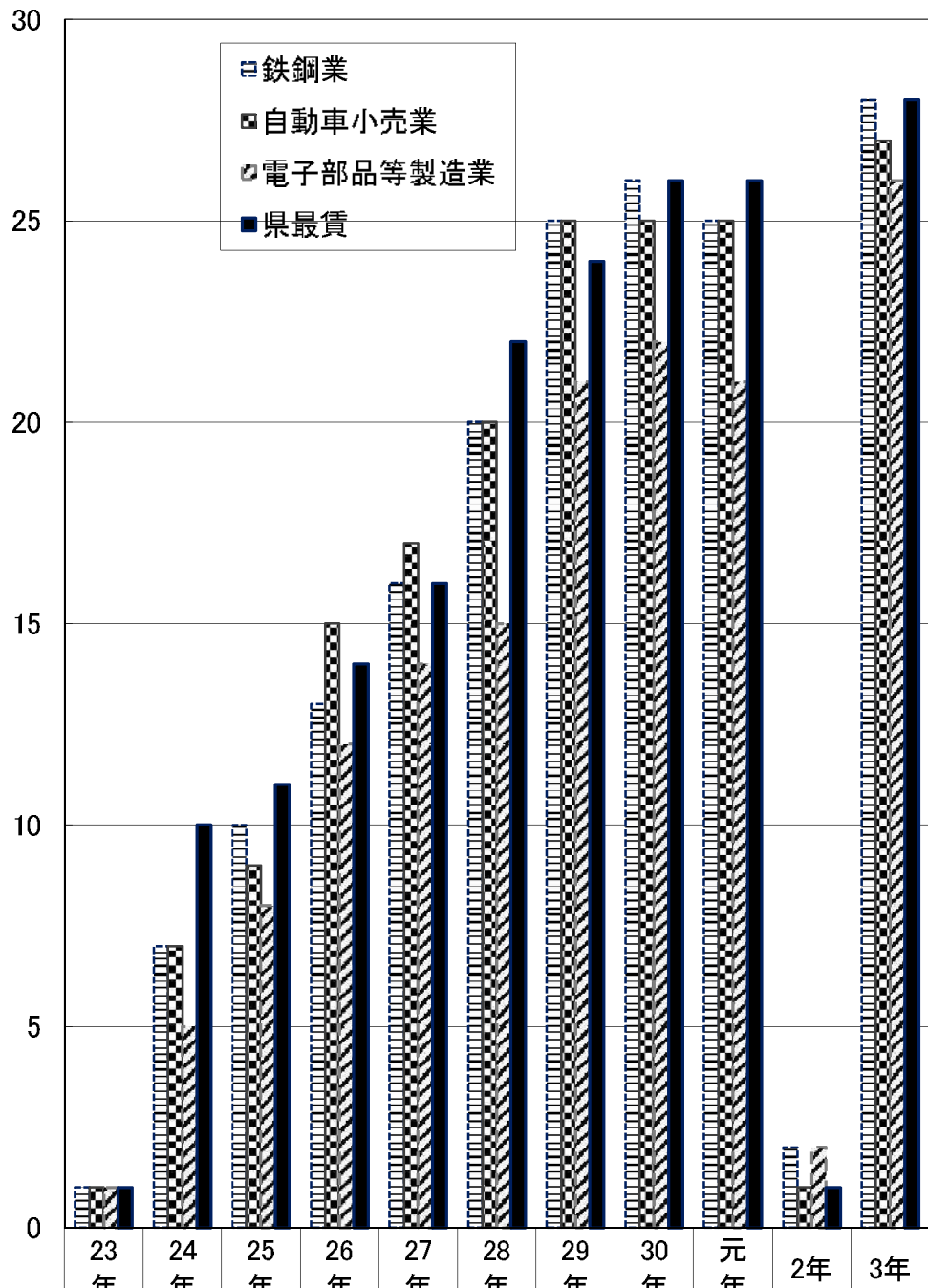
- ①宮城県の最低賃金額の推移（グラフ）
- ②宮城県の最低賃金引上額の推移（グラフ）

① 宮城県の最低賃金額の推移



	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
---◆--- 鉄鋼業	780円	781円	788円	798円	811円	827円	847円	872円	898円	923円	925円	953円
—■— 自動車小売業	746円	747円	754円	763円	778円	795円	815円	840円	865円	890円	891円	918円
-△- 電子部品等製造業	743円	744円	749円	757円	769円	783円	798円	819円	841円	862円	864円	890円
—×— 県最賃	674円	675円	685円	696円	710円	726円	748円	772円	798円	824円	825円	853円

② 宮城県の最低賃金引上額の推移



鉄鋼業	1	7	10	13	16	20	25	26	25	2	28
自動車小売業	1	7	9	15	17	20	25	25	25	1	27
電子部品等製造業	1	5	8	12	14	15	21	22	21	2	26
県最賃	1	10	11	14	16	22	24	26	26	1	28

宮城県の最低賃金

みんなチェック!最低賃金。

写真提供: 宮城県観光プロモーション推進室

適用される最低賃金	時間額	効力発生日
宮城県最低賃金	853円	令和3年 10月1日
鉄鋼業	953円	
電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890円	令和3年 12月15日
自動車小売業	918円	

お問い合わせ先

宮城労働局賃金室(Tel.022-299-8841)、または最寄りの労働基準監督署

生産性を向上し賃金を改善させるための助成金

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

お問合せ先

宮城労働局雇用環境・均等室
Tel 022-299-8844

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。

お問合せ先

宮城労働局訓練室
Tel 022-205-9855

人材確保等支援助成金

(人事評価改善等助成コース)

事業主が生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る場合に、助成金を支給します。

お問合せ先

宮城労働局職業対策課助成金部門
Tel 022-299-8063

宮城労働局



宮城労働局HP

次の業種に該当する事業場で働く労働者には、以下の宮城県特定最低賃金が適用されます。

宮城県特定最低賃金	適用される業種・産業分類 (※日本標準産業分類による業種コード)	適用除外労働者 (この欄に掲げる労働者は、宮城県最低賃金が適用になります。)
鉄鋼業	鉄鋼業(高炉による製鉄業、鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く)、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。)又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が鉄鋼業に分類されるものに限る。) ※E22 鉄鋼業 但し E220 管理、補助的経済活動を行う事業所(22鉄鋼業) E2211 高炉による鉄鋼業 E2251 鋳鉄鋳物製造業(鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く) E2252 可鍛鋳鉄製造業 E229 その他の鉄鋼業 を除く	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。) ※E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ※E29 電気機械器具製造業 ※E30 情報通信機械器具製造業	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 ア 清掃又は片付けの業務 イ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め又は運搬の業務 ウ 手作業による部品の差し、曲げ若しくは切りの業務又は目視による検査の業務 エ 部品の組立て又は加工の業務のうち、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務 注：主としてはんだ付けの業務に従事している者は適用除外労働者になりません。
自動車小売業	自動車小売業(二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)を除く。以下同じ。)、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。) ※I5911 自動車(新車)小売業 ※I5912 中古自動車小売業 ※I5913 自動車部分品・付属品小売業 注：カー用品店、自動車タイヤ販売店も適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者

注：「主として事務の業務に従事する者」、「外国人技能実習制度における技能実習生」も宮城県特定最低賃金が適用されます

最低賃金と支払賃金の比較方法

宮城県最低賃金は、県内の事業場に働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトを含みます。）に適用され、支払われた日給や月給は時給に換算してこの金額を上回る必要があります。

なお、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与等臨時の手当、時間外・休日・深夜手当は最低賃金の計算から除外します。

宮城県最低賃金が適用される事業場で働くAさんの労働条件は、月給148,000円、1日の所定労働時間8時間、年間所定労働日数260日とします。

月給148,000円×12か月

8時間×年間所定労働日数260日

≧ 853.8円 ≧ 853円 (宮城県最低賃金)

宮城県最低賃金クリアー！

【宮城県内の労働基準監督署】

仙台労働基準監督署 Tel 022-299-9075
石巻労働基準監督署 Tel 0225-22-3366
古川労働基準監督署 Tel 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 Tel 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 Tel 0228-38-3131

封筒シール



最低賃金周知用のぼり旗

